

「新年度からの対応について」

1 再度臨時休業措置をとる場合

- (1) 児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合
 - ・状況を総合的に考慮し、県と市が十分協議した上で、実施の有無、規模及び期間を判断します。感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、感染拡大の可能性について各校の実情をみながら判断します。
- (2) 感染者がいない学校も含め、地域一斉に臨時休業措置をとる場合
 - ・地域の感染状況に応じて、市長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、臨時休業を要請することもあります。

2 学校を休んだ場合の取り扱いについて

- (1) 以下のいずれかに該当する児童生徒は出席停止となります。学校にご連絡ください。その上で、真庭保健所（電話番号 0867-44-2990）にご相談ください。
 - ・新型コロナウイルスの感染が判明した場合
 - ・感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
（基礎疾患等があり、上記の状態が2日程度続く場合はかかりつけ医に御相談ください）
- (2) 風邪症状や37.5度以上の発熱が見られるときには、登校を見合わせてください。欠席扱いとはなりません。
- (3) 感染症について心配なことがあれば、学校までご連絡ください。

3 お子さんの健康と安全について

- (1) 毎日登校前にお子さんの検温をお願いします（記録表に記載して持たせてください）。
- (2) お子さんの健康状態に変化が見られた場合は、早めに学校に連絡してください。
- (3) 可能であればマスクを持たせてください。
- (4) 教室の換気を度々します。
- (5) 学校で体調不良等の症状が見られた場合は、赤外線検温機（非接触型）等を活用して即時検温し、お子さんの安全確保に努めます。

4 その他

- (1) 参考サイト
 - ①新型コロナウイルス感染症について 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 - ②新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症対策の見解」 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000606000.pdf>
 - ③新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について 文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html